

丹波市立崇広小学校におけるインターネットの利用に関する要項

第1条 (本要項のねらい)

本要項は、丹波市立崇広小学校におけるインターネットの利用に関し、個人情報保護するとともに、児童にネットワーク利用における基本的な情報モラルを身につけさせる観点から必要な項目を定めるものとする。

第2条 (インターネット利用の基本)

崇広小学校においてインターネットを利用するに当たっては、次の事項の推進に努めなければならない。

- (1) 学校を地域における生涯学習の拠点施設の一つと位置づけ、情報収集の迅速化、学校運営の合理化等を図るとともに、適時、保護者、地域の人々、さらに広く社会に対し自らの情報を発信していく学校作りをめざす。
- (2) 21世紀を生きる児童に「生きる力」を育むため、児童自らが頭で考え問題を発見し、それに対する答えを仲間や広くは地域社会に発信していく「情報発信型授業」の確立をめざす。

第3条 (インターネットの主な利用形態)

インターネットの主な利用形態は、次の各号に定めるものとする。

(1) 情報の発信

各教科や特別活動での学習事項のまとめ等を、学校のホームページで発信する。

(2) 情報の受信

学校のホームページに対する意見等を広く一般から受信する。

(3) 情報検索および収集

ホームページ、電子メールを使用して学習に関する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。

(4) 教材作成

ホームページ、電子メールを使用して授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材づくりに活用する。

(5) 国内および国際交流

ホームページ、電子メールを使用して、学校と交流のある国内の学校や海外の都市・学校等との通信を行う。

第4条 (個人情報の発信とその範囲)

児童等の個人情報とは、児童等個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、写真、所属、出席番号等）をいう。インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。インターネットによる児童等の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を前提とし、教師の指導のもとに発信するものとする。その際、インターネットによる発信の意義と危険性について周知を図るものとする。

(1) 氏名

原則として名を用い、姓は使わない。ただし、同名の場合は姓の一部を（ ）で表記する場合がある。

(2) 意見・主張等

児童の意見、考え、主張については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。

(3) 写真

児童の写真を使う場合は、顔と名前が一致するような公開の仕方は禁止する。

(4) 住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報

住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報は、発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は、発信しないものとする。

第5条 (教師による指導の徹底)

(1) インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど、ネットワーク利用における情報モラルに留意するとともに、児童にその養成を図るものとする。

(2) 児童が発信するホームページのデータは校内で集約し、教師の確認を経て、外部に発信するシステムを構築するよう努める。

(3) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトのセキュリティー機能を利用して教育上有害な情報にアクセスできないよう努める。

第6条 (インターネット推進委員会)

校長は、インターネットの活用の適正化と推進を図るため、校内に別に定めるインターネット推進委員会をおくものとする。インターネット推進委員会は本校の校長、教頭、情報担当者、情報教育推進委員、インターネット推進委員で構成するものとする。推進委員会は次の事項を協議する。

(1) インターネットの取り扱いにかかわる基本的事項

(2) 情報の登録・更新・抹消の審議

(3) その他、インターネットの推進に係わる基本的事項

第7条 (ホームページ上での要項の明記)

本要項を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。

付則

1. この要項は、平成10年9月1日から施行する。

2. 平成16年11月 丹波市発足により丹波市立崇広小学校と変更する。

本要項は、「東京都目黒区立学校におけるインターネットの利用に関する要綱」、及び「目黒区立第六中学校インターネット利用に関する校内規定」等を参考にさせていただきました。